

入居契約書

介護付有料老人ホーム
【スカイテラス伊東】

スカイテラス伊東 入居契約書

表題記載当事者間において、以下の条項に基づく標準契約(以下本契約)を締結します。

この証として、本契約書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有します。



1. 契約の開始年月日

契約締結日	平成 年 月 日
入居予定日	平成 年 月 日

2. 契約当事者の表示

利用入居者名 (以下「乙」という)	入居者1	氏名 [Redacted] 印 (男・女) 大正・昭和 年 月 日生) 住所 〒 [Redacted] 自立 要支援 1・2 要介護 経過的・1・2・3・4・5
	入居者2	氏名 [Redacted] 印 (男・女) (大正・昭和 年 月 日生) 住所 〒 [Redacted] 自立 要支援 1・2 要介護 経過的・1・2・3・4・5
目的施設設置事業者名 (以下「甲」という)	事業者	住所 静岡県伊東市松原 639-15 法人名 ウメ・ジャパン株式会社 代表者 代表取締役 大川うめ子 印

3. 上記 2.以外の関係者の表示

身元引受人 (本契約第 40 条に定める)	身元引受人1	氏名 [Redacted] 印 (男・女) (大正・昭和 年 月 日生) 住所 〒 [Redacted] TEL ([Redacted]) [Redacted] - [Redacted]
	身元引受人2	氏名 [Redacted] 印 (男・女) (大正・昭和 年 月 日生) 住所 〒 [Redacted] TEL ([Redacted]) [Redacted] - [Redacted]
返還金受取人 (本契約第 43 条に定める)	返還金受取人	氏名 [Redacted] 印 (男・女) (大正・昭和 年 月 日生) 住所 [Redacted] TEL ([Redacted]) [Redacted] - [Redacted]

ホームのタイプ		介護付有料老人ホーム 終身利用権方式		
目的施設	名称	スカイテラス伊東	建物 土地	鉄筋コンクリート造5階建 平成19年1月15日 延床面積 4,876.62㎡ 土地 5,301.63㎡
	所在地	伊東市松原639-15		
乙の専用居室		1. 階層・部屋番号	階	号室 ㎡
		2. 階層・部屋番号	階	号室 ㎡
共用施設		・展望デッキバルコニー(104㎡×2) ・メインダイニング(163㎡) ・トランクルーム ・各階キッチン付リビング(56㎡×2×3) ・サロンプルーム ・室内温泉プール(210㎡) ・リラクゼーションルーム ・パワーリハビリルーム(65㎡) ・シアタールーム ・温泉大浴場(2) ・機械浴室(1) ・温泉風呂(4) ・エレベーター ・廊下 ・共用便所 ・シャワー室 ・更衣室 ・脱衣所 等		
月額利用料		月額利用料 円/月 (入居時)		
		内訳	管理費	円/月 (内消費税 円)
			食費	円/月 (内消費税 円) ※1日3食30日間の場合
			自立料(1費)	円/月 (内消費税 円)
介護保険 1割負担	円/月			
振込先		静岡銀行 (口座名義) スカイテラス伊東		
その他		詳細は重要事項説明書に記載		
入居一時金		1. 契約金	¥	
		2. 契約金	¥	
		契約金合計	計 ¥	
		支払金額	第1回	平成 年 月 日
第2回	平成 年 月 日			
入居一時金の償却		1. 償却期間	72ヶ月	
		2. 償却期間	78ヶ月	
		初期償却	30% (入居時)	
入居一時金の返還は、初期償却以外の金額を月割均等償却にて行います。				
特記事項		上記記載の月額利用料は、入居者の人数、介護認定等に変更があった場合は、重要事項説明書に従い、変更となります。		
介護費用		本書、介護サービス一覧表、重要事項説明書に記載。		

▲

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、この契約の定めるところに従い、目的施設を終身利用させること、及び各種サービスを提供することを約す。また、乙が健やかで心身共に充実安定した看護及び介護が受けられるよう、誠心誠意、サービス提供に当たる事を約する。これに対し、乙はこの契約に定めるところを承認し、甲の指示、方針に従い、この契約に定める費用を支払うことを約した。

(目的施設の表示)

第2条 乙の専用居室（以下、居室という。）及び他の入居者と共用する施設（以下、共用施設という。）は表記のとおりとする。

(利用権)

第3条 この契約は、第33条、及び第34条に基づく契約の解除がない限り、乙の終身有効とし、契約の終了時まで存続するものとする。

(各種サービス)

第4条 乙は、甲から甲が別に定めるところに従い、次のサービスを受けることができる。

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 健康管理 | 5. プール及び機械器具トレーニング |
| 2. 治療への協力 | 6. 食事 |
| 3. 介護予防及び指導 | 7. 生活相談 |
| 4. レクリエーション | 8. 生活サービス |

(契約当事者以外の第三者の同居)

第5条 契約者以外を同居人として住居させることは当館では禁止する。

(入居一時金)

第6条 乙は、甲に対し、入居一時金として表記のとおり支払うものとする。但し、申込時における払込済申込金全額がある場合表記金額の一部に充当する。

(契約当事者の追加)

第7条 原則として、契約締結後の契約当事者の追加は認めない。

(施設の管理・運営)

第8条 甲は、別に定めるところに従い、施設長その他職員を配置して、入居者の日常生活に

▲

必要な諸業務を処理するとともに、建物及び付帯施設の維持管理をおこなう。

(管理規定)

第9条 甲が別に定める管理規定については、この契約に付随するものとして、甲乙共に遵守するものとする。

2 甲が前項の管理規定を変更する場合は、第10条に定める運営懇談会の意見を求めるものとする。

(運営懇談会)

第10条 甲は、この契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として別に定めるところに従い、運営懇談会を設置する。

(健康管理)

第11条 甲は、乙の健康管理に留意しつつ、甲が別に定める健康管理基準に従い、管理室において医師、看護師による健康相談及び健康審査を実施し、乙が健康を維持するについて助力するものとする。

(治療への協力)

第12条 甲は、乙が罹病、負傷等により治療を必要とするに至った場合には、甲の提携医療機関、乙の選択による医療機関、または甲の目的施設において、必要な治療が受けられるよう、医療機関との連絡・紹介・受診手続き・通院介助等の協力を行うものとする。ただし、乙は必要な場合は甲の規定による料金の負担を行う。

(介護)

第13条 乙が介護を必要とする場合には、一定の観察期間経過後、甲が別に定める介護基準により、専用居室内において、介護を受けることができる。

2 前項の介護の必要性の程度の判断は、甲が甲の指定する医師の意見を聞いて行うものとする。

3 甲は前項の判断に際し、乙の意見を確認し、かつ乙の身元引受人の意見を聴くものとする。

(食事)

第14条 甲は、栄養士その他職員を配置して、1日3食の食事を毎日、原則として食堂において乙に提供する。特に、甲が指定し又は乙の医療を担当する医師の指示がある場合は、その指示により別に定める料金を負担のうえ特別の食事を提供する。

2 乙は、甲に予め届け出ることにより、前項の食事を1日につき1食若しくは2食とし、又は3食とも食事の提供を受けないことができる。ただし、乙は食事の欠食をする場合は、2日前までに甲にその旨を連絡することとする。予め届け出た欠食の場合は、食費の減額を行う。

3 乙は、甲に対して甲が別に定める料金を負担することにより、乙の専用居室内への配膳及び下膳を申し出ることができる。

(生活相談、助言)

第15条 乙は、生活全体に関する諸問題について、甲又は甲の指定若しくは紹介する者に対し、相談、助言を求めることができる。

(生活サービス)

第16条 甲は、乙又は乙の身元引受人の申出により、甲が別に定めるところに従い、乙の生活必需品の購入、代金支払い、公租公課等の納付、官公署等への届出につき便宜を図るものとする。

(レクリエーション)

第17条 甲は、乙に対して、運動、娯楽等のレクリエーションの実施にいて、その便宜を供するものとする。

(機能回復訓練等その他のサービス)

第18条 甲は、乙に対して、入居者の身体的、精神的条件に応じた機能回復訓練のサービスをはじめ第11条(健康管理)から第17条(レクリエーション)までに定めるサービス以外のサービスも、甲が別に定めるところに従い、その便宜を供するものとする。

(月額利用料等の支払い)

第19条 乙は、第8条(施設の管理・運営)に定める施設の管理運営及び第10条(運営懇談会)に定める運営懇談会費用及び第11条(健康管理)及び第15条(生活相談、助言)から第18条(その他のサービス)までに定める月額利用料については、毎月、甲が定める期日までに甲に支払うとする。

2 乙は、第14条(食事)第1項により甲から提供を受けた当月分の食費については、甲が別に定める方法により算出するものとし、その支払いについては、前項を準用する。

- 3 乙の希望により受けた個人的サービス等の費用は、乙の負担とし、その都度、乙の責任により支払うものとする。
- 4 乙の治療・介護に係る費用は、甲が別に定めるところに従い、乙の負担とする。但し、公費又は健康保険等で給付される費用はこの限りではない。
- 5 乙の月額利用料における自立サポート費や介護保険の1割負担分に変額が生じた場合には、その額に応じ、乙の負担する月額利用料も変額となる。乙甲ともに、この変額が行われた場合にはそれに従うものとする。
- 6 乙の居室についての第25条（居室内の小修理、取替え）に定める小修理、取替え、第26条（造作、模様替え等）に定める造作、模様替えその他の補修、改修費の費用は、乙がこれを負担する。
- 7 2人入居の場合であって、月額利用料に2人入居の料金が適用されていた場合、一方のみの死亡または退去があった以降、毎月の月額利用料は単身にかかる月額利用料の料金に変更とする。
- 8 月額利用料の支払いは、原則として預貯金口座より自動引落としとする。毎月の合計額を翌月末に預貯金口座より自動引落としする。その際、甲は、引落とし金額・内容を自動引落とし日までの乙に通知する。
- 9 乙は、外泊等で居室を不在にする場合には、予めその旨を甲に届け出るものとする。その場合、予め届け出た分の食費は第14条に従い減額する。管理費、その他の費用については規定の料金を支払うこととする。

（費用の改訂）

第20条 甲は、甲の当該施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いて月額利用料及び乙の希望により提供する個人的サービス等の費用の額を改訂することができる。乙は、介護保険について改定のあった場合、介護保険負担分や法定代理受領分について、改定後の金額に従うものとする。

（使用上の注意）

第21条 乙は、居室及び共用施設、敷地の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

2 乙は、共用施設に関して、地域貢献をはじめとした事由により、ホーム入居者以外の利用があることを理解し、これを認めるものとする。

(居室への立入り)

第22条 甲は、保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められる場合には乙の承諾を得て、いつでも乙の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとする。

2 甲は、乙の健康、災害上の緊急時には、乙の承諾を得ることなしに、いつでも居室内に立ち入ることができるものとする。

(長期の不在)

第23条 乙が、その居室内に1ヶ月以上にわたって不在の場合には、乙は、甲に対し、あらかじめその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、その居室の保全、連絡方法について、甲と協議するものとする。

(甲に通知を必要とする事項)

第24条 乙又は乙の身元引受人は、次の各号の一に該当するときは、その旨を直ちに甲に通知するものとする。

- 一 乙が氏名、又は名を変更したとき
- 二 乙が死亡、又は成人後見人制度若しくは破産の申立て（自己申立を含む）、和議の申立てを受けたとき
- 三 その他甲が別に定める事項

(居室内の小修理、取替え)

第25条 乙は、別に定めるところにより、乙の居室における次の各号に掲げるものの小修理又は取替えを行うものとする。

- 一 乙が自己により居室内に持ち込んだ設備、物品
- 二 乙の責任により破損した居室内の設備、物品
- 三 その他、必要な場合は、甲、乙両者で別途協議を行なう

(造作、模様替え等)

第26条 乙は、甲の承諾を得て、その居室に造作、模様替え等をする場合には、甲に対し、あらかじめ、書面によりその内容を届け出るものとする。

(現状回復の義務)

第27条 乙は、目的施設及び備品（前項に基づく造作、模様替え等を含む）について、汚損、破損、若しくは滅失その他原状を変更した場合には、乙の選択に従い、直ちに自己の費用により原状に復するか、又は甲が別に定める代価を支払うものとする。但し、乙の責めに基づかない場合は、この限りではない。

- 2 乙は、この契約が第33条（甲の契約解除）又は第34条（乙の契約解除）の規定により解除された場合又は第32条（契約の終了）第1号の規定により契約が終了した場合において、乙の居室を甲に明け渡すときは、第25条（居室内の小修理、取替え）各号に掲げるものについて、修理若しくは取替えに要する費用を負担するものとする。

(駐車場の使用)

第28条 乙は、敷地内駐車場を使用して自動車等を保有しようとする場合には、甲の承諾を得て、甲が別に定める費用を支払うものとする。

(転貸、譲渡等の禁止)

第29条 乙は、第三者に対し、居室の全部又は一部を転貸し、若しくは居室の利用権を譲渡し、又は居室を他の入居者の居室と交換してはならない。

- 2 乙は、その名目の如何を問わず、前項で禁止する行為に類する行為又は処分をしてはならない。

(動物飼育の制限)

第30条 乙は、居室において甲が別に定めるペット飼育規定に従う以外の動物を飼育してはならない。飼育する場合、別途定めるペット飼育規定を結ぶ。

- 2 但し、前項に関わらず施設の秩序と衛生に著しい影響を与えるものでない場合には、甲の判断により定め以外の動物の飼育を認める場合がある。

(賠償責任)

第31条 天災、事変その他の不可抗力により乙が受けた損害、災難については、甲は一切の賠償責任を負わない。

- 2 その他介護中における甲の責による怪我等の損害賠償は、ホーム加入の損害賠償保険の範囲にて行う。

▲
(契約の終了)

第32条 次の各号の一に該当する場合には、この契約は終了するものとする。

- 一 乙が死亡したとき（乙が2名の場合は、いずれもが死亡したとき）
- 二 甲が第33条（甲の契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき
- 三 乙が第34条（乙の契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき

(甲の契約解除)

第33条 甲は、乙が次の各号の1又は2以上に該当し、かつ、そのことがこの契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すものである場合には、乙に対し、14日間以上の予告期間を置いて、この契約の解除を通告することができるものとする。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不当手段により入居したとき
 - 二 管理費その他の費用の支払いを2ヶ月以上遅滞するとき
 - 三 甲の承認を得ないで第5条（契約当事者以外の第三者の同居）に規定する行為を行ったとき
 - 四 建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき
 - 五 第9条（管理規定）、第21条（使用上の注意）、第27条（原状回復の義務）第1項、第29条（転貸、譲渡等の禁止）又は第30条（動物飼育の制限）の規定に違反したとき
 - 六 乙が心身の事由（重度の認知症等）により、その行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし団体生活の継続が困難なとき
- 2 乙は、前項の規定により甲がこの契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後、遅滞なくその居室を明け渡すものとする。
- 3 甲は、乙に対し、第1項による契約の解除通告をするに先だって必要のある場合は、乙及びこの身元引受人に弁明の機会を設けるものとする。
- 4 甲は、乙に対し、第1項による契約の解除通告に伴う予告期間中に、必ず乙の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、乙及び乙の身元引受人、その他関係者、関係機関と協議し、乙の移転先の確保につき協力するものとする。

(乙の契約解除)

第34条 乙は、この契約解除をしようとする場合には、1ヶ月以上の予告をもって、甲が定める契約解除届を甲に届出するものとし、その契約解除届出に記載された期予告期間満了日(以下、本条において「契約解除日」という。)をもって、この契約を解除されるものとする。

2 乙は、前項の契約解除日までに居室を甲に明け渡すものとする。

3 乙が、契約解除届を提出しないで居室を退去したときは、甲が乙の退去の事実を知った日から起算して1ヶ月経過した日をもって、この契約は解除されたものとする。

(財産の引取等)

第35条 甲は、第32条(契約の終了)による契約の終了後における乙の所有物等をこの契約終了日の状態において、善良なる管理者の注意をもって保管し、乙の身元引受人に連絡するものとする。

2 乙の身元引受人は、前項の連絡を受けた場合、この契約終了日の翌日から起算して1ヶ月以内に乙の所有物等を引き取るものとする。但し、この期間は状況により、甲において伸張することができる。

3 前項第3項による明け渡し期間又は前項による引き取り期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、乙又は乙の相続人その他の承継人がその所有権を放棄したものとみなし、甲において適宜処分することができるものとする。

4 乙が、第33条(甲の契約解除)第2項又は前条第2項により、甲に対し乙の居室を明け渡した後において、なお、乙の残置所有物等がある場合には、前項を準用する。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第36条 乙は、契約終了日までに居室を甲に受け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して明け渡しの日までの月額利用料相当額を甲に支払うものとする。但し、第32条(契約の終了)第1号の規定に該当する場合は、前条第2項に規定する明け渡し期限を本条にいう契約終了日とみなす。

2 乙の契約終了後の居室使用期間中については、第19条(月額利用料等の支払)第6項を準用するものとする。

(返還金)

第37条 第33条(甲の契約解除)又は第34条(乙の契約解除)の規定により、この契約が解除され、予告期間が満了した場合は、契約の締結から予告期間の満了までの期間が7年未満の場合には、乙に返還金算式による返還金を返還する。ただし、契約により期間の設定が他の種類の期間に設定された場合は、その契約の期間に従うものとする。第2、3項においても同様のものとする。

2 第32条(契約の終了)第1号により契約が終了した場合は、契約の締結から終了までの期間が、表題の償却期間未満の場合は、乙の返還金受取人に返還金を返還する。

3 前第1項及び第2項の返還金は、次の算式により算出するものとする。但し、入居期間が表題の償却期間を超えた場合は、返還金はないものとする。

[通常返還金算式]

$$(\text{入居金の}85\%) \div 84\text{ヶ月} \times (84\text{ヶ月} - \text{入居在籍月数})$$

※上記の返還金の金額の端数千円未満は、切り上げて千円とする。

[年齢等による返還金算式]

$$(\text{入居金の表題部初期償却率}) \div \text{表題部償却期間} \times (\text{表題部償却期間} - \text{入居在籍月数})$$

※上記の返還金の金額の端数千円未満は、切り上げて千円とする。

4 2人入居の場合において、2人のうちいずれかにつき、第33条(甲の契約解除)又は第34条(乙の契約解除)に規定する解除事由が発生して、契約の一部解除による退去をするときは、返還金にかかる権利を、残る1人が有する。

5 2人入居の場合において2人の共に、第32条(契約の終了)第1号に規定する契約の一部終了により退去するときは、その者の一時入居金を対象として返還金をその者の返還金受取人に返還するものとする。

6 前第4項及び第5項に規定する返還金の算出については、第3項の算式を準用する。

7 前第3項及び第6項の場合、契約締結日及び予告期間満了日又は契約終了日が属する月は、それぞれ1ヶ月として計算するものとし、返還金は無利息とする。

8 返還金は、乙の居室明け渡しの翌日から起算して3ヶ月以内に返還する。

(精算)

第38条 第33条(甲の契約解除)若しくは第34条(乙の契約解除)の規定により予告期間が満了した場合又は第32条(契約の終了)第1項の規定によりこの契約が終了した場合において、乙が、甲に対して第27条(原状回復の義務)第2項その他の条項により債務がある場合には、甲は前条に規定する返還金から差し引くものとする。但し、返還金がない場合は、別途負担し、居室の明け渡しの日までに精算する。

(乙等による入居開始可能日前解除)

第39条 乙は、表記の入居開始可能年月日前にこの契約を解除する場合には、書面によって甲に通知するとともに申込金(50万円)を除いた既払い金金額の全額の返還を請求できるものとする。但し、金利の支払いは求めないものとする。

(身元引受人)

第40条 乙は、身元引受人1名を定めるものとする。但し、乙が2名の場合は、それぞれについて身元引受人を定めることができる。ただし、甲が特別に認めた場合はこの限りではない。

2 前項の身元引受人は、この契約に基づく乙の甲に対する債務について、乙と連帯して履行の責を負うとともに、甲が別に定めるところに従い、必要なときは、乙の身柄を引き取るものとする。

(甲に通知を必要とする事項)

第41条 乙の身元引受人は、次の各号の一に該当するときは、その旨を直ちに甲に通知するものとする。

- 一 乙の身元引受人が住所、又は氏若しくは名を変更したとき
- 二 乙の身元引受人が死亡し、又は成年後見人制度の利用を受けたとき
- 三 乙の身元引受人が強制執行、仮差押え、仮処分、競売若しくは和議の申立てを受け、又は申立てをしたとき
- 四 乙の身元引受人に対して破産の申立(自己申立を含む)があつたとき

(身元引受人の変更)

第42条 甲は、乙の身元引受人が第41条(甲に通知を必要とする事項)第2号、第3号又は

第4号に該当する場合には、乙に対して新たに身元引受人を立てるものとする。

2 乙は、前項に規定する請求を受けた場合には、身元引受人を立てるものとする。

(返還金受取人)

第43条 乙は、第37条(返還金)に規定する返還金受取人1名を定めるものとする。但し、乙が2名の場合は、それぞれについて、各1名を定めることができる。

2 前項に規定する返還金受取人は第40条(身元引受人)に規定する身元引受人がこれを兼ねることができる。

3 第1項に規定する返還金受取人に支障が生じた場合は、乙は、甲に対し、直ちにその旨を届け出るとともに、甲の承認を得て、新たに返還金受取人を定めるものとする。

(苦情処理)

第44条 乙は、この契約及び第9条(管理規定)に定める管理規定その他甲が別に定める事項に関する苦情を申し出ることができ、甲は乙に対し、これについて、いかなる差別待遇も行わない。

(入居開始可能年月日の変更)

第45条 甲が、表記の入居開始可能年月日を変更した場合は、その旨を直ちに乙に書面をもって通知するものとする。

(専用居室の移転)

第46条 乙が2人入居の場合であって、一方の死亡または退去、常時介護が必要な状態に陥る等があった場合、乙、甲、身元引受人による協議の上で、身体的な事由や生活の利便性を考慮した別の専用居室に移転することができる。その際、入居一時金の償却等に関しては、入居時の本契約を継続し、追加入居一時金は原則としてないものとする。

(誠意処理)

第47条 この契約に定めない事項及びこの契約の各条項の解釈については、甲、乙相互に協議し、誠意をもって処理する。

スカイテラス伊東 ご年齢・タイプ別入居一時料金金表

価格	年齢	割引率	215		203~212	303~311	202・213	302号室	201号室	301・313	502	312	初期償却	償却期間	
			214号室	508~514											515号室
通常価格	75歳以下		1400万円	1500万円	1600万円	1800万円	1900万円	2600万円	2800万円	3400万円	3600万円	3800万円	4000万円	15%	84ヶ月
	76歳 } 78歳	5%	1330万円	1425万円	1520万円	1710万円	1805万円	2470万円	2660万円	3230万円	3420万円	3610万円	3800万円	30%	78ヶ月
	79歳 } 81歳	10%	1260万円	1350万円	1440万円	1620万円	1710万円	2340万円	2520万円	3060万円	3240万円	3420万円	3600万円	30%	72ヶ月
	82歳 } 84歳	15%	1190万円	1275万円	1360万円	1530万円	1615万円	2210万円	2380万円	2890万円	3060万円	3230万円	3400万円	30%	66ヶ月
	85歳 } 87歳	20%	1120万円	1200万円	1280万円	1440万円	1520万円	2060万円	2240万円	2720万円	2880万円	3040万円	3200万円	30%	60ヶ月
	88歳 } 90歳	25%	1050万円	1125万円	1200万円	1350万円	1425万円	1950万円	2100万円	2550万円	2700万円	2850万円	3000万円	30%	54ヶ月
	91歳以上	30%	980万円	1050万円	1120万円	1260万円	1330万円	1820万円	1960万円	2380万円	2520万円	2660万円	2800万円	30%	48ヶ月

※入居一時金は非課税になります。

※居室の利用権取得のための費用です。

※76歳以上の方は通常価格と年齢割引のプランが選べます。

※ご夫婦による入居でも入居一時金の増額はありせん。

※ご夫婦の場合は、(ご契約時のご夫婦の満年齢の合計) ÷ 2 (少数点以下切り上げ) に該当する満年齢の年齢割引を適用させていただきます。